



労基署便り 令和4年度 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～4月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	15	19	4	132	135	3
食料品製造業	4	8	4	53	63	10
機械金属製造業	5	7	2	32	31	-1
建設業 計	12	7	-5	90 (1)	85 (1)	-5
土木工事業	6	5	-1	36 (1)	27	-9
建築工事業	3	2	-1	32	41 (1)	9
その他の建設	3	0	-3	22	17	-5
運輸交通業 計	5	4	-1	156	124 (2)	-32
陸上貨物運送業	7	5	-2	141	110 (2)	-31
商業	7	14	7	152 (1)	152	0
社会福祉施設	2	0	-2	106	135	29
全産業	61	69	8	865 (2)	957 (4)	92

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数（人）。

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

「SafeworK 向上宣言」への取組をお願いします。

現在、宮城労働局・管内各労働基準監督署では、関係団体とともに、
独自ロゴマーク「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の活用
事業主の「SafeworK 向上宣言」

により、安全衛生意識向上のための取組を推進しております。

「SafeworK 向上宣言」は、事業主による労働災害の防止等の意思表示
であり、これにより、労働者や取引先等も含めた事業場内におけるゼロ災への
気運醸成に寄与することが期待されます。

当署管内の令和3年の労働災害は新型コロナウイルス感染症によるものを
除いてみても、前年に比べ増加している状況であり、労働災害防止のためには
事業主等による具体的な対策とともに労働者自身の労働災害防止に対する意識付けなども重要です。

6月の全国労働安全週間準備期間、7月1日～7日の全国労働安全週を迎えるにあたり、事業主の
皆様におかれましては、積極的な「SafeworK 向上宣言」への取り組み、登録をお願いします。



「SafeworK 向上宣言」取組の概要（具体的な進め方、各種様式は宮城労働局ホームページでご確認ください。）

☞ステップ1：「SafeworK 向上宣言」（様式1）を作成

☞ステップ2：「安全衛生管理自己診断」（様式2）による点検の実施と改善

☞ステップ3：様式1を宮城労働局ホームページ等へ掲載希望の場合、「SafeworK 向上宣言登録シート」（様式4）とともに宮城労働局健康安全課あてメールで提出→宮城労働局から登録番号の通知、ホームページへの掲載

【宮城労働局ホームページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-Osaimiyagi.html>

中小事業主の皆様へ

月60時間を超える時間外労働の割増率が引き上げられます。

労働基準法の平成20年改正により、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増率は2割5分以上から5割以上に引き上げ、また、この引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与することを可能とする改正が行われましたが、中小事業主への適用は猶予されていました。この猶予措置は令和5年(2023年)3月31日をもって廃止となり、これ以降は中小事業主も時間外労働が1か月60時間を超える部分については5割以上の割増賃金を支払わなければなりません。

猶予措置の廃止に伴い、就業規則の変更が必要となる場合があります。当署ではご希望があれば個別訪問での相談・支援を行っておりますので、「相談・支援班」にお問い合わせください。また、働き方改革関連法に関しては宮城働き方改革推進支援センター(宮城労働局委託事業)をご活用いただけますのでご利用ください。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

【宮城労働局ホームページ】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

宮城県電気機械器具製造業最低工賃が改正されました。

(令和4年4月15日改正)

令和4年4月15日から宮城県電気機械器具製造業最低工賃が次のとおり改正されました。該当の業務を委託している委託者の皆様におかれましてはご対応をお願いします。

- 1 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者……前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
- 3 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭
コネクタ	差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭

【宮城労働局ホームページ】 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001130536.pdf>

令和4年度 労働保険年度更新について

令和4年度の労働保険の年度更新期間は6月1日(水)~7月11日(月)です。

郵送や電子申請でも受け付けております。申告はお早めをお願いします。

労働保険料の納付については、口座振替もご利用いただけます。

発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

「SafeworK 向上宣言」フローチャート

【ステップ1】

本制度の趣旨に賛同する事業主等は、安全衛生委員会などの場を活用して労働者の意見を聴取のうえ、様式1「SafeworK 向上宣言」を作成し、事業場内の見やすい場所に掲示するなどして事業場内外に表明するとともに、労働災害防止や職場環境の改善等の宣言事項について自ら積極的に推進する。(安全衛生委員会等の設置がない場合は、職場懇談会等の任意の機会でも差し支えない。)



【ステップ2】

事業主等は、様式2「安全衛生管理自己診断」による点検等を実施し、改善等すべき事項がある場合は、改善に着手する。なお、宣言事項の推進、或いは、自己診断結果に基づく改善等に際しては、安全衛生管理年間計画を作成するなどして計画的に取り組むことが望ましく、また、必要に応じて各運営者等に支援等を求めることとする。

支援等の求めを受けた各運営者等は、求めに応じた必要な支援等に努める。



【ステップ3】

様式1を宮城労働局ホームページ等に掲載することを希望する事業主等は、様式1及び様式3「SafeworK 向上宣言登録シート」を宮城労働局にメール添付の方法により提出する。なお、その他の方法でも差し支えない。

宮城労働局は、様式4「登録番号通知書」により登録番号を通知するとともに、様式3の公開情報及び様式1を宮城労働局ホームページに掲載し、併せて、他の運営者等との間で当該情報を共有する。